

1 昭和61年5月19日 月曜日

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日起休日は、その翌日)

鳥取県

鳥取県知事 西尾邑次

鳥取市東町一丁目二二〇

二 埋立ての免許の年月日及び番号  
昭和五十五年一月十一日 鳥取県指令受河第二百八十二号及び鳥取県  
指令受港第六十七号

三 しゆん功認可の年月日  
昭和六十一年四月十二日

四 埋立区域  
A 地区

(イ) 位置

ア A地区

鳥取市賀露町字中瀬ノ一 七三三一一五から同町字中瀬ノ三 八  
一〇一二までの地先公有水面

イ B地区

鳥取市浜坂字東浜一三九〇一三及び一三九〇一二六六地先公有水

面

ウ C地区

鳥取市浜坂字東浜一三九〇一一八四に接する国有海浜地地先公有水

面

(二) 区域

ア A地区

点と (10-1) の地点を直線で結んだ線、(10-1) の地点から (10-10) の地点までしゆん功認可を受けた者の名称、代表者の氏名及び住所

昭和六十一年五月十七日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第四百六十五号

公有水面埋立法(大正十年法律第五十七号)第二十二条第一項の規定に基づき、次のとおり公有水面の埋立てに関する工事のしゆん功を認可したので、同条第二項の規定により告示する。

を順次に直線で結んだ線、(10-10)の地点と(20)の地点を直線で結んだ線、

(10-10)

(20)の地点から(22)の地点までを順次に直線で結んだ線並びに(22)の地点から、(23)、(24)及び(25)の地点を経て(1)の地点に至る昭和五十四年三月

五日付鳥取県指令受河第七十五号及び鳥取県指令受港第五号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線により囲まれた区域

並びに(11-1)の地点と(11)の地点を直線で結んだ線、(11)の地点から(15)の

地点までを順次に直線で結んだ線、(15)の地点と(16)の地点とを結ぶ高水位(D・L十一・八五七メートル)における公有水面と陸地との

境界線、(16)の地点から(18)の地点までを順次に直線で結んだ線、(18)の

地点と(18-1)の地点を直線で結んだ線、(18-1)の地点から(18-7)の地点ま

でを順次に直線で結んだ線及び(18-7)の地点と(11-1)の地点を直線で結

んだ線により囲まれた区域

(1)の地点 鳥ヶ島灯台(北緯三五度三二分二三秒東経一三四度一分一二秒。以下「A地点」という。)から一一七度二

八分二八秒一、〇八六・〇〇メートルの地点

(2)の地点 (1)の地点から八八度〇一分四九秒五一・二〇メートル

(3)の地点 (2)の地点から一五六度一〇分三四秒一八・二二メートル

ルの地点

(4)の地点 (3)の地点から一六九度二五分三三秒四四・三〇メートル

ルの地点

(5)の地点 (4)の地点から一六〇度一二分四九秒七八・八四メートル

ルの地点

(6)の地点 (5)の地点から九八度四九分二一秒五四・八九メートル

の地点

(7)の地点 (6)の地点から一五六度一五分三四秒八五・七八メートル

の地点

(8)の地点 (7)の地点から一五五度四〇分三八秒九七・七六メートル

の地点

(9)の地点 (8)の地点から一五三度五六分五七秒一〇五・二二メートル

の地点

(10)の地点 (9)の地点から一五二度一一分一四秒八五・五九メートル

の地点

(11)の地点 (10)の地点から一五四度三六分三六秒七・四二メートル

の地点

(12)の地点 (11)の地点から一四七度三六分三六秒七・四二メートル

の地点

(13)の地点 (12)の地点から三三二一度〇七分〇五秒一・六四メートル

の地点

(14)の地点 (13)の地点から一四二度〇七分〇五秒一六・四六メートル

の地点

(15)の地点 (14)の地点から一五三度四四分〇四秒一・六四メートル

の地点

(16)の地点 (15)の地点から一四三度四四分〇四秒三四・〇〇メートル

の地点

- (10-7) の地点 ルの地点  
 (10-6) の地点から三三三度四四分〇四秒一・六四メートル
- (10-7) の地点 ルの地点  
 (10-8) の地点から二四三度四四分〇四秒三六・四〇メートル
- (10-7) の地点 ルの地点  
 (10-8) の地点から三三三度三七分一〇秒八・七九メートル
- (10-8) の地点 ルの地点  
 (10-9) の地点から三三三度三七分一〇秒三・四〇メートル
- (10-9) の地点 ルの地点  
 (10-10) の地点から六三度三七分一〇秒三・四〇メートル
- (10-9) の地点 ルの地点  
 (10-10) の地点から三三三度三七分一〇秒三五七・五四メートル
- (10-10) の地点 ルの地点  
 (20) の地点から二四三度三七分一〇秒三五七・五四メートル
- (10-10) の地点 ルの地点  
 (21) の地点 (20) の地点から三三三度三七分一〇秒三五七・五四メートル
- (10-10) の地点 ルの地点  
 (22) の地点 (21) の地点から二四三度三七分一〇秒三五七・五四メートル
- (10-10) の地点 ルの地点  
 (23) の地点 (22) の地点から三三三度三七分一〇秒三五七・五四メートル
- (10-10) の地点 ルの地点  
 (24) の地点 (23) の地点から一五三度三七分一〇秒一九・〇〇メートル
- (10-10) の地点 ルの地点  
 (25) の地点 (24) の地点から九四度四九分五一秒五〇・〇〇メートル
- (11-1) の地点 A地点から一二九度〇七分一〇秒一、六二四・九一メートルの地点
- (11-1) の地点 ルの地点  
 (12) の地点 (11) の地点から一五一度二一分二四秒一三・七三メートル
- (12) の地点 ルの地点  
 (13) の地点 (12) の地点から一五〇度四〇分三〇秒一〇三・五九メートル
- (13) の地点 ルの地点  
 (14) の地点 (13) の地点から一四八度二九分五三秒一〇一・七八メートル
- (14) の地点 ルの地点  
 (15) の地点 (14) の地点から一四七度一七分五六秒四五・六七メートル
- (15) の地点 ルの地点  
 (16) の地点 (15) の地点から三〇四度三五分二一秒三七二・八五メートル
- (16) の地点 ルの地点  
 (17) の地点 (16) の地点から六三度三七分一〇秒六三・八四メートル
- (17) の地点 ルの地点  
 (18) の地点 (17) の地点から三三三度三七分一〇秒三四・九〇メートル
- (18) の地点 ルの地点  
 (18-1) の地点 (18) の地点から六三度四四分〇四秒三六・三八メートル
- (18-1) の地点 ルの地点  
 (18-2) の地点 (18-1) の地点から六三度四四分〇四秒三六・三八メートル

(18-3) の地点から三三三度四四分〇四秒一・六四メートル  
 (18-2) の地点から三〇四度三五分四五秒二三六・八四メートルの地点

(18-4) の地点から六三度四四分〇四秒三四・〇〇メートルの地点  
 (18-3) の地点から八九度三分一〇秒三三三・六三メートルの地点

(18-5) の地点から一五三度四四分〇四秒一・六四メートルの地点  
 (18-4) の地点から一七九度二九分三〇秒一一・二一メートルの地点

(18-6) の地点から一五三度四四分〇四秒一・六四メートルの地点  
 (18-5) の地点から三五三度五〇分四七秒一二七・六九メートルの地点

(18-7) の地点から三三三度〇七分〇五秒一六・七二メートルの地点  
 (18-6) の地点から一八九度〇七分〇一秒七三・六九メートルの地点

(18-8) の地点から一七七度〇〇分三九秒一〇一・五六メートルの地点  
 (18-9) の地点から一二度二四分〇一秒五五・八八メートルの地点

(18-10) の地点から一七九度二九分三〇秒一二九・八六メートルの地点  
 (18-11) の地点から八三度一九分二五秒三四八・二四メートルの地点

(18-12) の地点から六一度〇七分〇五秒一六・七二メートルの地点  
 (18-13) の地点から三三三度〇七分〇五秒一六・七二メートルの地点

(18-14) の地点から一七七度〇〇分三九秒一〇一・五六メートルの地点  
 (18-15) の地点から一二度二四分〇一秒五五・八八メートルの地点

(18-16) の地点から一七九度二九分三〇秒一二九・八六メートルの地点  
 (18-17) の地点から八三度一九分二五秒三四八・二四メートルの地点

イ A 地区 次の(26)の地点から(29)の地点までを順次に直線で結んだ線、(29)の地点と(30)の地点を結ぶ昭和五十四年三月五日付鳥取県指令受河第七十

五号及び鳥取県指令受港第五号の免許に係る埋立ての埋立区域と公有水面との境界線及び(30)の地点と(26)の地点を直線を結んだ線により囲まれた区域。ただし、(31)の地点から(34)の地点までを順次に直線で結んだ線及び(34)の地点と(31)の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域を除く。

(26)の地点 A 地点から一二六度二二分〇〇秒一、〇六九・五〇メートルの地点  
 (27)の地点 (26)の地点から一六九度二九分三〇秒一二九・八六メートルの地点

### ウ C 地区

次の(35)の地点から(38)の地点までを順次に直線で結んだ線、(38)の地点から(39)の地点を経て(40)の地点に至る一九七八年の秋分の日の満潮位における公有水面と陸地との境界線、(40)の地点から(24)の地点までを順次に直線で結んだ線及び(42)の地点と(35)の地点を直線で結んだ線により囲まれた区域

(35)の地点 A 地点から一二三度一四分〇〇秒五八七・五〇メートルの地点  
 (36)の地点 (35)の地点から八三度一九分二五秒三四八・二四メートルの地点

③の地点 ⑥の地点から一五七度五五分五八秒一一六・三八メートルの地点

⑧の地点 ⑦の地点から一五七度五三分四三秒七〇・六三メートルの地点

⑨の地点

⑩の地点から一五四度五五分三〇秒一七三・五〇メートルの地点

⑪の地点

⑫の地点から一五四度四五分〇〇秒二五三・一三メートルの地点

⑬の地点

⑭の地点から三五七度一一分一六秒一二四・八〇メートルの地点

⑮の地点

⑯の地点から三五七度一一分一六秒七・〇〇メートルの地点

⑰の地点

⑱の地点から八七度一一分一六秒七・〇〇メートルの地点

(三)

面積

A 地区 六八、二四二・〇九平方メートル

B 地区 二四、三九五・四〇平方メートル

C 地区 一〇〇、三〇五・九七平方メートル

合 計

一九二、九四三・四六平方メートル

五  
関係図書の閲覧場所  
鳥取市役所